



ドイツのBSE患畜は2003年だけで54頭、通算では2004年1月現在で294頭に及ぶ。牛肉の消費は2000年末の国産牛初の感染確認直後こそ大きく落ち込んだものの、徐々に回復し、現在ではBSE前の水準よりやや少ない程度まで戻っている。はたして消費者は安心して食べているのだろうか。また、総じて欧州ではいわゆる牛肉トレーサビリティを役所ではなく業界の主導で行っていると聞かすが、実際にはどうなのか。これらの疑問をいだきつつ、2003年11月、北のニーダーザクセン州と南のバイエルン州を回った。

まず11月11日早朝、ニーダーザクセン農産物マーケティング協会の人の案内により、ハノーヴァーから一路ブレーメンに向かい、ドイツ北西部の牛、豚を手広く処理、販売しているフォスディング社を訪ねる。車中、マーケティング協会の人曰く「300頭近いと言ったって全体の0.000何%かです。イギリスのように人間の死亡例が出たらまた消費がぐっと落ち込むんでしょけど」。結局はリスクが小さいということか。とはいえ、BSE以後、処理過程で伝達される情報内容が細かくなっているようだ。フォスディング社の処理場でも、現在では枝肉の4分の1毎に出荷時の個人情報記載した用紙が貼り付けられているが、BSE前はスタンプが押されるだけだったという。

1999年9月の法律以降、ドイツで牛を飼う農家には、一頭毎にその出生、移動、死亡、と畜に際して、家畜(主に牛)のデータベース管理会社に届出をし、登録することが義務づけられている。データベース管理会社には

州毎のものと全国規模のものがあり、データ更新はもちろんのこと、届出情報の内容チェックまで行っている。届出を怠るとEUの雄牛奨励金がもらえなくなるため、ほとんどの農家は真面目に届け出ているそうである。

11月12日はハノーヴァーからミュンヘンに飛び、翌13日にバイエルン州農林省を訪ねる。BSE件数の4割はバイエルン州である。その前々日に聞いた話の受け売りで、「貴州では経営規模が小さいため、購入飼料を使わざるをえないからではないのか」と質問を向けたところ、「そもそも我が州ではドイツ全体の3割もの数の牛が飼われているのだから一番多くなるのは当たり前」と否定される。

バイエルン州で販売される牛肉の表示には、法律遵守レベルの安全性と品質を保証するQSマーク、同州で生産され、かつQSを上回るレベルであることを保証する地域食品マーク(GQ)、さらに全国展開のスーパーや食料品店のブランドがあり、生産者はそのどれか(複数でもよい)を選ぶことができる。地域食品表示GQの基準は2002年の改正を経て抗生物質の成長促進剤使用の禁止、処理場での背割りの禁止などの点で全国共通のQSより厳しくなっている。検査・認証業務こそ民間企業に委託しているとはいえ、州政府が独自のロゴを持っている点が特徴的だ。

帰国前日の11月14日、バイエルン州のデータベース管理会社を訪ねた。20名ほどの人員で、農家から送られてきた個人情報記入用紙(葉書)の仕分け、悪筆の解読、書類不備を指摘された農家の苦情への対応などを行っている。若い世代ほどインターネット上で届け出るが、年配の人はパソコンが苦手な上、字が下手なので事務処理が大変とのこと。

ところで、近々EUに加盟するチェコやポーランドでもBSEの感染報告があり、実際、これらの国々から未検査の牛肉が少なからず流入しているという。さらに、ドイツ国内で昨年、闇で未検査のまま処理、出荷された牛が公式数字だけで900頭近くにもものぼるといふショッキングなニュースが先頃報道されたが、はたしてその影響やいかに。